

第4 米国に関する植物検疫情報の追補

第4 米国に関する植物検疫情報の追補

1. APHIS ファクトシート

植物の保護と防疫 2012 年 8 月

食品および農産物の米国への輸入

世界には多くの農業害虫や農業病が存在しており、米国にも肉類、動物、動物性生産品、果物、野菜、植物、土砂、種子、植物繊維の手工芸品その他を介して流入する可能性があります。このような危険を防ぐため、米国農務省（USDA）動植物検疫局（APHIS）では、特定の海外農産物の米国への輸入を規制している。

対象品目を輸入する前、あるいは輸入業者やブローカーから対象品目を取得する前に、適用される輸入条件を確認する必要がある。輸入条件を確認しておけば、混乱を最小限に抑え、コストのかかる遅延を防ぎ、罰則や商品ロスを避けることができる。

一般情報

米国国土安全保障省税関国境警備局（CBP）は、通関手続地において APHIS による取り締まりを実施している。CBS の農業専門官が輸入品の積み荷を検査するとともに、必要な許可証、衛生証明書（動物性生産品用）、および植物検疫証明書（植物性生産品用）が揃っているかを積み荷ごとに確認する。

衛生証明書と植物検疫証明書は、積み荷が米国の動植物衛生基準を満たしていることを証明する法律関係書類で、輸出国が発行する。たとえば、植物検疫証明書は燻蒸消毒処理が施されたことや、積み荷が輸出前に検査を受けて害虫や疫病を保有していないことが確認されたことなどを証明する。

輸入業者は、APHIS が植物や動物だけでなく、植物および動物由来のあらゆる生産品を規制していることに留意すること。たとえば、植え付け用種子と装飾用工芸品に使われる種子はどちらも規制対象である。米国に合法的に輸入するには、商業目的で加工され梱包された生産品でも、当該生産品が米国の動植物衛生基準を満たしていることを証明する輸出国の許可証が必要である。輸入業者はまた、特定の国や地域からの生産品の一部は、米国内で発生していない害虫や疫病の存在を理由にそもそも輸入できないことにも注意が必要である。

植物および植物性生産品

特定の植物や植物性生産品の一般的な輸入条件については、APHIS 農産物輸入規制情報（FAVIR）データベース www.aphis.usda.gov/favir/ で照会すること。FAVIR データベースの利用者は、青果物を農産物別・国別に検索して、自身の生産品の基本的な輸入条件を簡単に確認することができる。

「Approved Name（承認学名）」フィールドで青果物の種類を、「Country/Region（国／地域）」フィールドで原産国を選択する。すると、次の結果のうちいずれかが返ってくる

る。

- ・「0 entries found (エントリーが見つかりませんでした)」－検索した青果物は米国への輸入を認められていない。
- ・「# entry(ies) found (# 件のエントリーが見つかった) [農産物の名称と原産国名が続く]」。この文が表示されたら、「CIR」をクリックして当該農産物の輸入申告書を表示する。
 - 輸入条件が「1 Subject to Inspection... (1 件の検査対象...)」となっている場合、当該青果物は米国への輸入検査対象として許可する。
 - 輸入条件が「Condition of entry treatment, (輸入手続きの追加条件)」となっている場合、当該青果物を米国に輸入するには通関手続地においてさらに手続きが必要である。

APHIS は、植え付け用植物（例：苗木、小口の種子）を含む植物および植物性生産品、農産物（例：木材、綿、切り花）、植物の一部から作られた手工芸品（例：バスケット）、保護植物および植物性生産品（例：蘭）、絶滅危惧種の植物の輸入も規制している。

外国産の青果物、植物、種子、植物性生産品を輸入する場合、輸入業者は APHIS が発行する農産品の輸入許可証を申請するとともに、輸出国発行の植物検疫証明書を取得しなくてはならない。植物検疫証明書は、輸出国の植物防疫官が当該植物について害虫および疫病の検疫を輸出前に実施したことを証明するものである。また、当該植物の学名が記載され、積み荷が米国の輸入規制に適合していることも証明する。

米国の輸入業者は、輸入前に時間的余裕を持って農産物輸入許可証を取得しておかなくてはならない。輸入許可証は、以下の APHIS 窓口に申請すること。

USDA-APHIS, Plant Protection and Quarantine

Permit Unit

4700 River Road, Unit 133

Riverdale, MD 20737

電話：(877) 770-5990 または (301) 851-2046

電子メール：permits@aphis.usda.gov

www.aphis.usda.gov/plant_health/permits/index.shtml

肉類、動物性生産品、派生生産品および生きた動物

APHIS は、肉類、動物性生産品および派生生産品、生きた動物の輸入を規制して、外来の動物疾病が米国に流入するのを防いでいる。米国では発生していない家畜病が認められる国からの、肉類や肉製品（例：ミートパイ、加工食品）、家禽類、牛乳、卵、乳製品（バターとチーズを除く）の輸入には獣医発行の許可証が必要な場合がある。たとえ少量でも肉類、家禽類、または加工卵製品を原料として含む食品は、許可証が求められる。さらに、USDA 食品安全検査局（FSIS）は食用の肉類、家禽類、卵製品の輸入も規制している。これ

らの製品を米国へ輸入する場合は、APHIS の家畜衛生条件と FSIS の公衆衛生条件の両方を満たすことを証明する衛生証明書が必要である。

輸入業者は、www.fsis.usda.gov/pdf/Countries_Products_Eligible_for_Export.pdf で適格国と生産品のリストを確認できる。

動物性生産品や生きた動物の米国への一般的な輸入条件は、APHIS Veterinary Services のウェブサイト

www.aphis.usda.gov/import_export/animals/animal_import/animal_imports.shtml で確認できる。

輸入業者は APHIS National Center for Import and Export (NCIE) からより詳しい情報を取得することができる。

USDA-APHIS-NCIE

4700 River Road, Unit 39

Riverdale, MD 20737

電話 : (301) 851-3300、オプション 5

ファックス : (301) 734-8226

電子メール : AskNCIE.Products@aphis.usda.gov

APHIS は、非家畜動物だけでなく、家畜種（例：畜牛、豚、羊、山羊、馬、家禽類）のほとんどについても輸入を規制している。これら生きた動物 についても、USDA 輸入許可証が必要である。さらに、米国へ輸入される、または米国を経由して輸送される APHIS 規制対象動物の大部分について衛生証明書が必要である。一部の種については、輸入時または輸入後に検疫義務が課される。

APHIS のオフィスはほとんどの州に設置されており、生きた動物の輸入支援を行っている。APHIS のオフィス一覧および規制対象動物種、許可証申請、その他の条件についての詳細情報については、APHIS のウェブサイトを参照のこと。

www.aphis.usda.gov/import_export/animals/animal_import/animal_imports.shtml

ePermits システム

APHIS は ePermits システムを運用している。輸入業者はこのウェブベースツールを使って許可証を申請し、ステータスを確認し、さらに許可証をインターネット上に表示させることができる。このシステムを利用すれば、許可証申請、データ処理、許可証発行までの手続きを最短時間で完了することができる。オンラインでの許可証申請方法については、www.aphis.usda.gov/permits/learn_epermits.shtml を参照のこと。ePermits システムへの登録は：www.aphis.usda.gov/permits/eauth_epermits.shtml。

（輸入業者への注意：輸入案件によっては、州当局発行の許可証や、地方の農林水産部門や環境部門発行の書類が要求される場合がある。さらに、州当局から補足的な許可証を求められることもある。）

農産物密輸と貿易コンプライアンス

米国に密輸入や不正輸入される農産物の量が毎年増えている。この事態に対して、APHIS は不法輸入や禁止農産物の流通を検挙すべく活動している。このような農産物は、米国の農作物、家畜、環境に重大な損害を与える有害な外来植物や動物有害生物、疫病、侵入生物種を保有している可能性がある。

APHIS 職員は、国中のローカルマーケットや食料品店を巡回したりインターネットを監視したりして禁止農業生産品を捜査している。不法輸入された生産品や違法行為を発見した場合、APHIS は当該生産品を押収し、該当する場合は民事罰および刑事罰を適用する。

このため、販売業者やマーケットオーナーは合法的な手段で輸入された生産品を購入することが重要である。同様に、農業生産品に関する積荷書類や請求書を確認し保存しておくことも大切である。販売業者に禁止製品を販売している自覚がない場合、現場の APHIS 職員が連邦規制について説明し、不法な輸入流通経路の追跡を開始する。マーケットオーナーには農産物密輸の疑いを APHIS に報告する義務がある。禁止農産物の輸入防止や流通防止に対する APHIS の取り組みについて更に詳しい情報は、(800) 877-3835 に電話するか、www.aphis.usda.gov/international_safeguarding を参照すること。

2. 植物防疫所 各国の輸入規則等詳細情報 <アメリカ合衆国>

最終更新日：平成 28 年 10 月 11 日

アメリカ合衆国植物防疫機関名：

United States Department of Agriculture (USDA), Animal and Plant Health Inspection Service (APHIS)

住所（電話）：

4700 River Road, Riverdale, MD 20737 (Customer Service Call Center： +1 844 820 2234)

要約（2016 年 10 月 11 日現在）

Title7 農業 Part 319 輸入検疫令

USA の場合、以下のサブパートのとおり植物を分類し、規則を定めている。それぞれのサブパートごとに、輸入を禁止しているもの、植物検疫証明書の添付を必要とするもの、輸入許可を必要とするもの、その他の要求している事項等の情報が記載されている。

§ 319.37 栽培用植物 (PLANTS FOR PLANTING)

輸入を禁止している品目と輸入可能な品目がある。輸入可能な品目は、基本的に輸出国の植物検疫証明書が必要である。更に、輸入許可が必要な品目、輸出前に栽培地検査が必要な品目、輸入後に隔離検疫が必要な品目等がある。

§ 319.74 切花 (CUT FLOWERS)

繁殖が可能なものは、§ 319.37 栽培用植物を参照すること。実が付いているもの及びワシントン条約が関係するものは、輸入許可が必要である。キク属の一部等は栽培地検査等の条件を満たす必要があり、植物検疫証明書等が必要である（概要は http://www.maff.go.jp/pps/j/search/pdf/usa_kikujouken.pdf を参照すること）。

§ 319.28 カンキツ類生果実 (CITRUS FRUIT)

ミカン科(Rutaceae)のうちミカン亜科(Aurantioideae)、マツカゼソウ亜科(Rutoideae)及びキハダ亜科(Toddalioideae)の全ての属、種及び品種の果実及び果皮の輸入を基本的に禁止している。ただし、うんしゅうみかんは、条件付で輸入可能である（概要は <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/attach/pdf/detail-6.pdf> を参照すること）。なお、グァムには輸入許可があればカンキツ類全般の輸入が可能である。

§ 319.56 生果実・野菜 (FRUIT AND VEGETABLES)

基本的に輸入を禁止しているが、輸入許可があれば輸入可能な品目と輸入許可がなくても輸入可能な品目もある。

詳細は、米国のデータベース (Fruits and Vegetables Import Requirements (FAVIR) Online Database) で検索可能である。

なお、りんご生果実等一部の品目には特別な条件が要求されている (概要は <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/attach/pdf/detail-4.pdf> を参照すること)。

カンキツ類生果実については、§ 319.28 カンキツ類生果実を参照すること。

§ 319.55 イネ (RICE)

種子及び粃付きのものの輸入を禁止しているが、食用の玄米及び精米は輸入可能である (輸入許可及び日本での輸出検査は不要)。イネワラ及び粃殻は基本的に輸入許可が必要であるが、グアムには輸入許可なしで輸入できる。

§ 319.40 丸太、製材及びその他木製品 (LOGS, LUMBER, AND OTHER WOOD ARTICLES)

輸入を禁止している品目と輸入許可があれば輸入可能な品目がある。輸入許可には特定輸入許可及び一般輸入許可があり、それぞれの輸入許可条件に従って輸入する必要がある。特定輸入許可が必要な品目は、輸入者書類 (種類、数量及び原産地が記載されたもの) 又はこれらの情報を記載した証明書が必要である。一般輸入許可が必要な品目は、特定輸入許可又は輸入者の書類のいずれかが必要である。また、輸入許可に加え、消毒が必要な場合もある。

木製品は加工の程度によって上記規制の対象にする場合としない場合がある。

以下のサブパートの品目等については、原文を参照すること。

§ 319.6 管理輸入許可 (CONTROLLED IMPORT PERMIT)

§ 319.7 許可証の申請、発行、拒否及び取り消し (PERMITS: APPLICATION, ISSUANCE, DENIAL AND REVOCATION)

§ 319.8 外国のワタ及び包装 (FORREIGN COTTON AND COVERS)

§ 319.15 サトウキビ (SUGARCANE)

§ 319.19 カンキツかいよう病及びその他のカンキツの病気 (CITRUS CANKER AND OTHER CITRUS DISEASES)

§ 319.24 トウモロコシの病気 (CORN DISEASES)

§ 319.41 トウモロコシ、クサキビ及び関連植物 (INDIAN CORN OR MAIZE, BROOMCORN, AND RELATED PLANTS)

- § 319. 59 コムギの病気 (WHEAT DISEASES)
- § 319. 69 こん包材 (PACKING MATERIALS)
- § 319. 73 コーヒー (COFFEE)
- § 319. 75 ヒメアカカツオブシムシ (KHAPRA BEETLE)

より詳細な検疫条件が各種マニュアルやデータベースでも公表されている。以下を参照のこと。

原文 (2016 年 10 月 11 日現在) ※以下で検索。

PART 319 FOREIGN QUARANTINE NOTICES (eCFR)
 Cut Flowers and Greenery Import Manual (USDA-APHIS)
 Fruits and Vegetables Import Requirements (FAVIR) Online Database
 Fresh Fruits and Vegetables Import Manual (USDA-APHIS)
 Miscellaneous and Processed Products (USDA-APHIS)
 Plants for Planting Manual (USDA-APHIS)
 Seeds Not for Planting Manual (USDA-APHIS)
 Treatment Manual (USDA-APHIS)

原文の入手先

GPO (the U.S. Government Printing Office) : Electronic Code of Federal Regulations (e-CFR)
<https://www.ecfr.gov/cgi-bin/ECFR?SID=f9bed22ef6d4f1d06e489cd7a20ea912&page=browse>
 USDA APHIS: Complete List of Electronic Manuals
<https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/complete-list-of-electronic-manuals>

備考 最新の検疫情報

日本産ウンシュウミカン生果実に関する米国連邦規則改正を公表 (G/SPS/N/USA/2664/Add. 2、2015 年 8 月 11 日施行)

日本産ウンシュウミカン生果実の輸入条件の一部改正を公表。
 主な改正内容は以下のとおり。

- (1) アリゾナ州、カリフォルニア州、フロリダ州、ハワイ州、ルイジアナ州又はテキサス州に輸入する場合に必要なくん蒸について、輸入港での処理も認める。

マンゴウ生果実の温湯処理基準を改正（G/SPS/N/USA/2755、2015 年 4 月 24 日通報）

これまで、温湯処理（果肉温度は 70° F（46.1℃）以上）は産地、形状及び重量に応じた処理時間を要求していたが、改正後は重量毎の処理時間で温湯処理を行うことを要求（USDA/Treatment Manual（T102a-Hot Water immersion）は改正済み）。

※ただし、日本産は輸入を認められていない。

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) 重量（処理時間）： 375g（65分）、376～599g（75分）、501～700g（90分）、701～900g（110分）

米国連邦規則改正を公表（G/SPS/N/USA/2521/Add. 1、2015 年 1 月 15 日施行）

米国連邦規則（7 CFR 319.37 Plants for Planting）の一部改正を公表。

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) これまで行政文書上でのみ取扱いが記載されていた「コーティング、ペレット及び目視確認できない全ての種子（輸入許可が必要）」について規則に追加、
- (2) ジャガイモシストセンチュウに関する追記事項（未発生地域、土壌未使用の培地）の追加、等

3. 植物防疫所 米国（本土） 品目別検疫条件一覧表（貨物）

分類	輸出品目	早見表での表記	主な植物検疫条件
果物	カキ	☆	二国間合意による条件を満たすことが必要。 （主な条件：生産地域及び生産園地の登録、栽培期間中の病害虫防除及び園地検査、選果こん包施設の登録）
	キウイフルーツ	P	米国が発給する輸入許可証の取得が必要。 ただし、奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものは輸出できない。
	サクランボ	×	米国が輸入を禁止。
	日本ナシ	☆	二国間合意による条件を満たすことが必要。 （主な条件：品種の限定、生産地域の指定、栽培期間中の園地検査） 品種は「ゴールド二十世紀」、「二十世紀」、「幸水」、「新興」、「新世紀」、「長十郎」、「新高」及び「豊水」
	西洋ナシ	×	米国が輸入を禁止。
	ビワ	×	米国が輸入を禁止。
	ブドウ	×	米国が輸入を禁止。
	ウンシュウミカン	☆	二国間合意による条件を満たすことが必要。 （主な条件：選果場及び表面消毒実施こん包施設の指定・登録、表面殺菌。なお、米国かんきつ商業生産州向けは別途消毒が必要。九州産（福岡、佐賀、長崎及び熊本県）は別途ミカンバエを対象とした検疫措置を含む条件を満たすこと及び消毒が必要。）
	モモ	×	米国が輸入を禁止。
果菜類	リンゴ	☆	二国間合意による条件を満たすことが必要。 （主な条件：生産地域の指定、園地登録、園地検査、低温処理、消毒処理及び日米植物検疫当局の合同輸出検査）
	イチゴ	P	米国が発給する輸入許可証の取得が必要。 ただし、奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものは輸出できない。
	カボチャ	×	米国が輸入を禁止。
	キュウリ	×	米国が輸入を禁止。
	スイカ	×	米国が輸入を禁止。
	トウガラシ	×	米国が輸入を禁止。
	トマト	×	米国が輸入を禁止。

	ピーマン	×	米国が輸入を禁止。
	メロン	×	米国が輸入を禁止。
葉菜類	キャベツ	×	米国が輸入を禁止。
	ネギ	×	米国が輸入を禁止。
	ミョウガ	P	米国が発給する輸入許可証の取得が必要。 ただし、奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものは輸出できない。
	レタス	×	米国が輸入を禁止。
根菜類	カンショ	×	米国が輸入を禁止。
	ショウガ		日本での輸出検査を受けずに輸出できる。
	ダイコン	×	米国が輸入を禁止。
	タマネギ	P	米国が発給する輸入許可証の取得が必要。 ただし、奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものは輸出できない。
	ナガイモ	P	米国が発給する輸入許可証の取得が必要。
	ニンジン	×	米国が輸入を禁止。
	ワサビ	P	米国が発給する輸入許可証の取得が必要。 ただし、奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものは輸出できない。
苗	サクラ	×	米国が輸入を禁止。
	マツ	PQ	○ニヨウマツ及びサンヨウマツ以外のマツ属植物 米国が発給する輸入許可証の取得及び以下の検疫条件を満たした上で、日本での輸出検査が必要。 (盆栽) 【茎の直径が10mm(0.4インチ)以下のもの】 主な条件：温室又は網室で2年以上の栽培管理、栽培地検査、土壌検診、輸出前の根回り土の除去 【茎の直径が10mm(0.4インチ)を超えるもの】 主な条件：温室又は網室で3年以上の栽培管理、栽培地検査、土壌検診、輸出前の根回り土の除去 (植木) 【茎の直径が10mm(0.4インチ)以下のもの】 主な条件：樹齢の制限に抵触しないこと、土壌検診、輸出前の根回り土の除去 【茎の直径が10mm(0.4インチ)を超えるもの】 米国が輸入を禁止。 ○ニヨウマツ及びサンヨウマツ 米国が輸入を禁止。

	ラン	PQ	米国が発給する輸入許可証の取得、日本での土壌検診及び輸出検査が必要（輸出前の根回り土の除去）。
	ツツジ	PQ	米国が発給する輸入許可証の取得及び以下の検疫条件を満たした上で、日本での輸出検査が必要。 （盆栽） 【茎の直径が 10mm（0.4 インチ）以下のもの】 主な条件：温室又は網室で 2 年以上の栽培管理、栽培地検査、土壌検診、輸出前の根回り土の除去 【茎の直径が 10mm（0.4 インチ）を超えるもの】 主な条件：温室又は網室で 3 年以上の栽培管理、栽培地検査、土壌検診、輸出前の根回り土の除去 （植木） 【茎の直径が 10mm（0.4 インチ）以下のもの】 主な条件：樹齢の制限に抵触しないこと、土壌検診、輸出前の根回り土の除去 【茎の直径が 10mm（0.4 インチ）を超えるもの】 米国が輸入を禁止。
切り花	バラ		茎の直径が 10mm 以下のもののみ、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。10mm を超えるものは米国が輸入を禁止。
	ユリ		日本での輸出検査を受けずに輸出できる。
	カーネーション		日本での輸出検査を受けずに輸出できる。
	キク	Q	日本での栽培地検査及び輸出検査が必要。
種子	トマト	Q	日本での輸出検査が必要。
	キャベツ	Q	日本での輸出検査が必要。
	キュウリ	Q	日本での輸出検査が必要。
	ニンジン	Q	日本での輸出検査が必要。
その他	コメ（精米）		日本での輸出検査を受けずに輸出できる。
	コメ（玄米）		日本での輸出検査を受けずに輸出できる。
	緑茶（製茶）		日本での輸出検査を受けずに輸出できる。

平成28年度農林水産省

「植物品種等海外流出防止緊急対策事業」

米国における植物品種保護出願マニュアル（追補版）

平成30年 3月31日発行

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

事務局：

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル

電 話 （03）3586-8644

FAX （03）3586-8277
